



## 粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を国が決めました

- ◆福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質を含む粉じん降下に対応した家畜の飼養管理については、平成22年度第27号のたより（裏面参照）でお知らせしたとおりです。
- ◆今回は、牧草等飼料作物の生産シーズンが到来したことにより、その牧草等を与えた牛乳や牛肉の安全性を確保するために、粗飼料中の暫定許容値を「当面の目安」として国が定めたものです。
- ◆毎日、文部科学省が大気中の放射線量を調査していますが、山梨県は平常値の範囲内の数値となっています。
- ◆大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された場合は、牧草等に関する調査が行われる予定です。

### ○粗飼料（牧草、わら、飼料作物など）中の放射性物質の暫定許容値

#### 乳用牛（経産牛および初回交配以降の牛）に給与する場合

- ・放射性ヨウ素：粗飼料1kgあたり 70ベクレル
- ・放射性セシウム：粗飼料1kgあたり300ベクレル

#### 肥育牛（出荷前短くとも15ヶ月程度以降の牛）に給与する場合

- ・放射性ヨウ素：農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム：粗飼料1kgあたり300ベクレル

#### その他の牛に給与する場合

- ・放射性ヨウ素：農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム：粗飼料1kgあたり5000ベクレル

これらの暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実量当たりの濃度であり、対象には放牧地の牧草も含まれます。また、水など粗飼料以外の影響は考慮されていません。



◆裏面◆



## 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理

大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、以下の事項に注意してください。

※ 放射線量は文部科学省がとりまとめて公表します。

現時点では山梨県は高いレベルにありません。

1 牧乾草(サイレージを含む)を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたもののみを使用すること。

さらに

(1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。

(2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。

これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。

2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

3 放牧は当面の間行わないこと。

農林水産省より

◎ 家畜の異常に気づいたら、速やかに家畜保健衛生所までご連絡ください！

山梨県西部家畜保健衛生所 〒407-0042 韮崎市本町3丁目5-24

TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728

休日:090-5564-1018/090-5568-0817